

## 筑波大学の学生組織等について新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(組織)</p> <p>2 学生により自主的に運営される組織として、次に掲げる学生組織を置く。</p> <p>(1) クラス(国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号)第56条第4項に規定するクラスをいう。以下同じ。)に、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。</p> <p>(2) 学類、体育専門学群、<u>芸術専門学群及び総合学域群</u>(以下「学類等」という。)ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。</p> <p>(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、<u>全学学群学生代表者会議</u>(以下「全代会」という。)を置く。</p> <p>(4) <u>全学学群学生代表者会議</u>を「全代会」と呼称する。</p>	<p>(組織)</p> <p>2 学生により自主的に運営される組織として、次に掲げる学生組織を置く。</p> <p>(1) クラス(国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号)第56条第4項に規定するクラスをいう。以下同じ。)に、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。</p> <p>(2) 学類、体育専門学群<u>及び</u>芸術専門学群(以下「学類等」という。)ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。</p> <p>(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、<u>全学学類・専門学群代表者会議</u>(以下「全代会」という。)を置く。</p> <p>(4) <u>全学学類・専門学群代表者会議</u>を「全代会」と呼称する。</p>
(略)	(略)
<p>9 第7項によりクラス代表を選出したときは、当該学類長、体育専門学群長、<u>芸術専門学群長又は総合学域群長</u>(以下「学類長等」という。)及び当該クラスのクラス担任教員に報告しなければならない。</p>	<p>9 第7項によりクラス代表を選出したときは、当該学類長、体育専門学群長または芸術専門学群長(以下「学類長等」という。)及び当該クラスのクラス担任教員に報告しなければならない。</p>
(略)	(略)
<p>2 1 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、構成員の過半数によって意見を</p>	<p>2 1 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、構成員の過半数によって意見を</p>

まとめる。この場合において、委任状は認めない。

(略)

(学類等クラス連絡会)

2 6 学類等ごとに、大学職員と学生の意見交換、討議、連絡等(以下「意見交換等」という。)を行う組織として、学類等クラス連絡会(以下「クラス連絡会」という。)を置く。

(略)

(学長と全代会との意見交換等)

3 1 学長は、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。

(1) 学内における学生生活に関する事項

(2) 教育に関する事項(成績評価及び人事に関するものを除く。)

(3) 学園祭、スポーツ・デー等学内行事に関する事項

(4) 全代会の運営に関する事項

(5) この決定の改正に関する事項

(6) その他学長が必要と認めた事項

3 2 全代会と学長との意見交換等は次に定める場合、開催される。

(1) 全代会の議長から、あらかじめ学生生活支援室員のうちから定められる世話人に議題および日程を明示して開催を申し出、協議が整った場合。

(2) 学長から特に必要と認めて開催の通知があった場合。

3 3 (略)

3 4 (略)

3 5 (略)

3 6 (略)

まとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。

(略)

(学類・専門学群クラス連絡会)

2 6 学類等ごとに、大学職員と学生の意見交換、討議、連絡等(以下「意見交換等」という。)を行う組織として、学類・専門学群クラス連絡会(以下「クラス連絡会」という。)を置く。

(略)

(新設)

(新設)

3 1 (略)

3 2 (略)

3 3 (略)

3 4 (略)

附記

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

(新設)